様式第一号(第三条関係)

○　　○

甲

収　去　証

記号	
番号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　令和　年　月　日午前後　時
7　収去場所

食品衛生法第28条第1項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記のように収去する。

令和　年　月　日

収去者　所属庁 職 所属庁印　氏名　㊞

備考

※教示事項について(別紙)参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証(控)」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　　○

(別紙)

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。

＜参照条文＞

○食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)

第28条　厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2～4　(略)

第70条　(略)

2　(略)

3　内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。